



10:00~
15:00

令和2年

10/17土 18日 23金
24土 25日 31土

11/1日 2月 3火祝
7土 8日

各回最大8名限定(最少催行人数2名)

料金 / お一人様
¥1,000(税込)

(昼食代・交通費・ガイド料・保険含む)

— 昼食付 —

限定! トレッキングツアー 俵ヶ浦

日本遺産Week



JAPAN CULTURAL EXPO



令和2年度日本博主催・共催型プロジェクト

日本遺産とは?

地域の歴史の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するものです。

日本遺産WEEKとは?

日本遺産に認定された旧軍港4市(横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市)が各地で10月、11月に開催。普段は見るできない施設を特別公開します。

佐世保港を護るため、旧日本陸軍によって港の入り口に築かれた巨大な砲台跡や観測所を、海上自衛隊OBガイドの案内で巡るトレッキングツアーです。砲台の歴史や周辺の自然に関する知識を学びながら雄大な景色の中を歩き、心もカラダもリフレッシュ。地元のお母さん達で作る特製弁当も楽しみいただけます。

※山道等を約7km歩きます。

このツアーのポイント!!

- 小首砲台跡、丸出山観測所跡を見学
- 九十九島を一望できる
- 地元のお母さん達で作るお弁当付き

写真は全てイメージです

本ツアーにご参加いただいた方に旅行終了後、ツアーについてご意見、ご感想をA4サイズ1枚程度のアンケートにご協力いただきます。アンケート結果は今後の参考資料とさせていただきます。

お申込・お問い合わせ 佐世保観光情報センター TEL:0956-22-6630

〒857-0863 長崎県佐世保市三浦町21-1 営業時間9:00~18:00(年中無休)

お申込みの流れ



①ご予約

お電話またはHPからご予約ください。



②申込書提出・旅行代金お振込み

お申込みの翌日から起算して3日以内に旅行代金の支払いをしていただきます。(窓口持参もしくは振込)

※振込手数料は申込者負担



③申込受付完了

こちらでご入金を確認できた時点で正式に申込完了となります。後日予約確認書、行程表をお送りします。

HP(ホームページ)

<https://www.sasebo99.com/tour/>

HPの申込フォームをご利用ください。



振込先

十八銀行 佐世保駅前支店 普通1013978

公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会

行程

※高後崎船番所跡～俵ヶ浦公民館間を約7kmトレッキングします。

【受付・集合】9:45 佐世保観光情報センター(JR佐世保駅構内)

【出発】10:00→【車窓】SSK佐世保重工業→【トイレ休憩】花の森公園→

【俵ヶ浦トレッキング】高後崎船番所跡～小首砲台跡～丸出山観測所跡～【昼食・休憩】俵ヶ浦公民館→【下車観光】展海峰→【解散】15:00頃JR佐世保駅

所要時間 約5時間

集合 9:45佐世保観光情報センター

定員 各回8名(最少催行人数2名)

申込締切 各7日前 ※定員になり次第、募集を締め切ります。

添乗員 同行しませんが、海上自衛隊OBガイドがご案内します。

交通機関 佐世保観光タクシー、または市内タクシー会社

○注意事項

- ・舗装道及び山道を約7km、2時間ほど歩きます。歩きやすい靴でご参加下さい。
- ・雨天決行です。雨具は各自でご準備下さい。ただし荒天の場合は、中止になる場合もございます。
- ・各自で飲料の準備をお願いします。
- ・お手洗いは乗車前に必ず済ませておいて下さい。

○新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応について

お客様の健康と安全を考慮し以下のとおりの対応に努めております。ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【サービス提供者のマスク、消毒・換気について】

サービス提供者(ガイド、タクシー運転手等)は、原則としてマスクを着用して対応させていただき、可能な限りの消毒や換気の徹底を行います。

【お客様の体調確認の実施について】

ツアー実施前、出発時およびツアー中において、お客様の体調確認ならびにツアー中のマスク着用・手洗い・咳エチケット等の励行のお願い、出発前に37.5度以上の発熱や風邪症状がないかなどの確認も合わせてお願いをいたしております。

【お客様ご自身での体調管理のお願い】

お客様に安全かつ安心してご参加いただくため、ご自身の体調管理、マスク着用・手洗い・咳エチケット等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

募集型企画旅行 旅行条件書(要約)

詳しい旅行条件と個人情報のお取り扱いを説明した「旅行条件書」をお渡しいたしますので、事前にご確認のうえお申込みください。

1.募集型企画旅行契約

この旅行は、(公財)佐世保観光コンベンション協会(佐世保市三浦町21-1 長崎県知事登録旅行業第2-147号。以下「当社」という)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。

又、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2.旅行のお申し込み及び契約成立

- 申込書に所定の事項を記入し、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部として取り扱います。
- 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約の申込を受け付けます。この場合、当社が旅行契約の予約の承諾の旨を通知した後、当社が「定める期日までに申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、当社が「契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するもの」とします。
- 申込金 (お一人様あたり)

旅行代金	1万円未満	3万円未満	5万円未満
申込金	3,000円	5,000円	10,000円

3.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。但し、14日以前以降のお申し込みの場合は、当社の指定した日までに前払いいただきます。

4.旅行代金の適用

特別指定がない場合、大人・小人同一料金となります。

5.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

【含まれるもの】
旅行日程に明示した交通費・宿泊費・食事代・保険料・取扱料金及び消費税等。
【含まれないもの】
旅行日程に明示した以外の交通費・食事代・クリーニング代・電報・電話料・追加飲食費等、個人的性質の諸費用は含まれません。

6.旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令などの事由で明示した旅行日程通りの実施が不可能なときは、当該旅行の実施を中止するか、旅行日程を変更することがあります。

7.取消料

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって(日帰り)
10日目にあたる日以降の解除 旅行代金の20%
7日目にあたる日以降の解除 旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
旅行開始日の当日の解除 旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

8.当社による旅行契約の解除

お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかった、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

9.当社の責任及免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず損害発生日の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。

10.お客様の責任

お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

11.旅行災害補償制度への加入

本ツアーの料金には、全旅協旅行災害補償制度への加入保険料が含まれます。お客様の補償内容は次のとおりです。

- ◎傷害死亡 1,000万円 手術 2・4万円
- ◎入院 1日あたり4,000円 通院 1日あたり2,500円

詳しくは「全旅協旅行災害補償制度」補償内容のご案内をご確認ください。

12.特別補償

当社は前項の当社の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行の部)により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を、又、手荷物に対する損害につきましては、損害補償金をお支払いいたします。

13.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金の算出は、2019年9月1日を基準としております。詳しい内容及び募集型企画旅行約款につきましては係員にお尋ねください。



旅行企画・実施 公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会
共催:佐世保市、全国近代化遺産活用連絡協議会、文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会

(一社)全国旅行業協会正会員

登録番号 長崎県知事登録旅行業2-147号

国内旅行業務取扱管理者:宮地 秀郎

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明点があれば、ご遠慮なく旅行業上記の取扱管理者にお尋ねください。